

地産地消

梨の直売が始まります！ ～富士見市産の採れたて新鮮な梨～

問合せ／産業振興課 ☎243



富士見梨出荷組合 ※地方発送も承ります				
直売所	所在地	電話・FAX番号 (市外局番049)	営業期間	品種
時田梨園	東大久保1493	☎254-4505 FAX同じ	8月上旬～ 9月中旬	幸水、新高、 豊水、彩玉
斉藤調悦	東大久保778-3	☎251-7702 FAX同じ	8月上旬～ 9月上旬	幸水、長十郎、 豊水、彩玉
田中正仲	上南畑524	☎251-8984 FAX同じ		幸水、豊水、 彩玉
嶋田梨園	上南畑481-1	☎252-3011 FAX同じ		幸水、豊水、 彩玉
金子恒雄	上南畑462	☎251-0456 FAX同じ		幸水、豊水
清水武次	上南畑431	☎251-8739 FAX同じ		幸水、豊水、 彩玉
加藤時雄	上南畑381	☎251-5770 FAX同じ		幸水、豊水、 彩玉、あきづき
安藤梨園	上南畑207-1	☎252-3891		幸水、豊水、 彩玉
清水栄司	上南畑203	☎251-8978 FAX同じ		幸水、豊水、 彩玉
清水良男	上南畑192-2	☎251-5625 FAX同じ		幸水、豊水
嶋田俊雄	上南畑121-1	☎252-3890		幸水、豊水
野村義明	上南畑2604	☎251-4107 FAX同じ		幸水、豊水
石井義一	上南畑130	☎253-2447	8月上旬～	幸水

※天候により収穫期が変わる場合があります。

富士見市産のおいしい梨の
販売が8月上旬から始まりま
す。丹精込めて育て、熟した
ものを収穫するのでみずみず
しさが違います。

主な品種
幸水 (8月上旬から販売)
やわらかい果肉に果汁たっ
ぷりで、甘味が強くシャリシ
ヤリした食感が特徴です。

彩玉 (8月下旬から販売)
埼玉県のオリジナル品種で、
果肉がみずみずしく甘味が強
く酸味が控えめです。500gほ
どになる大玉で食べ応えがあ
ります。

豊水 (8月下旬から販売)
果肉は柔らかく、溢れる果
汁は甘味の中に程よい酸味が
あります。

※直売所の場所など、詳しく
は市ホームページの農業マッ
プをご覧ください。





事業者の方へ

事業系廃棄物(ごみ)の適正処理にご協力ください

問合せ/環境課 ☎247

事業活動に伴って発生した廃棄物(ごみ)は、家庭ごみとは異なり市では収集を行いません。自らの責任で適正に処理を行う必要がありますので、下記をご参照ください。

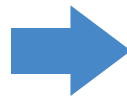
事業系廃棄物(ごみ)とは

飲食店、店舗、事務所、病院、学習塾、銀行、公共機関などの事業活動を営む方々が排出するごみです。量の多少、法人・個人を問わず店舗部分などの事業活動に伴って発生する廃棄物は、全て事業系廃棄物です。

事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律および富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例により、事業者には次の責務が課せられています。

● **事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。**

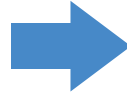


家庭ごみの集積所に事業系ごみを出すことはできません。



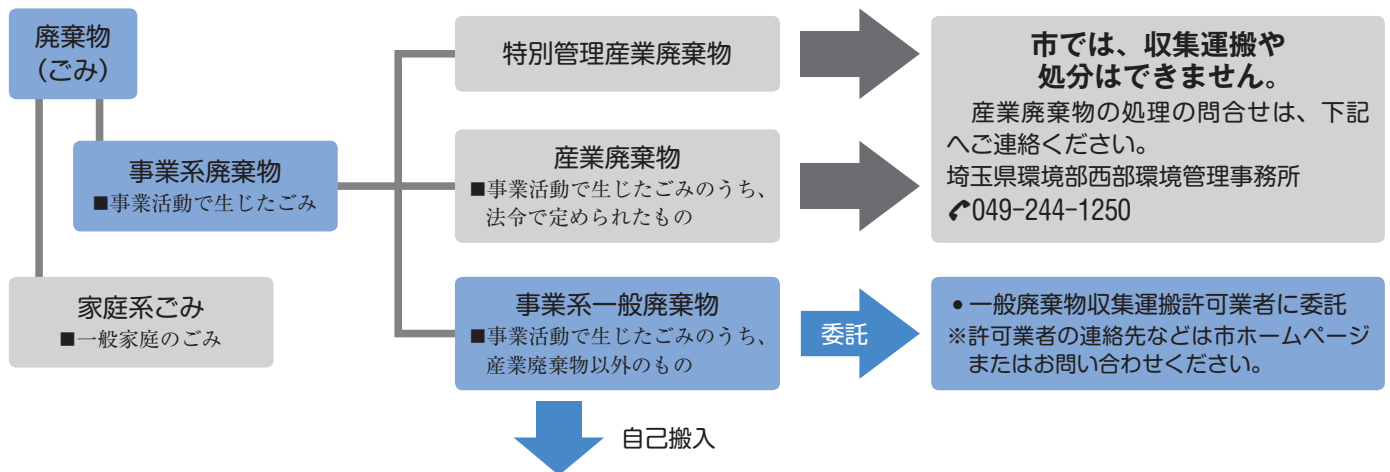
法により罰せられることもあります。

- 事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
- 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、減量に努めなければならない。



国、県および市の施策に協力し、ごみの分別を徹底し減量化に努めなければなりません。

廃棄物の分類



【環境センターへ自己搬入する場合】

搬入できる一般廃棄物/可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、ビン、カン(分別の状況や搬入量などにより受入不可の場合あり)※搬入できないものは一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

処理手数料/【可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル】20kgにつき450円

【ビン】20kgにつき330円

【カン】無料

搬入施設/富士見環境センター(富士見市大字勝瀬480)

搬入時間/【平日】午前9時~11時30分、午後1時~4時 【土曜】午前9時~11時30分

申込み/事前の申込みが必要です。申込みは富士見市粗大ごみ受付センター(☎0570-001-530)へ電話で

平日の搬入: 当日の午前8時30分~

土曜の搬入: その週の月曜から金曜(祝日を除く)の午前8時30分~午後5時(土曜は先着20人)

高齢者

高齢者あんしん相談センターは高齢者の相談を受けています

問合せ／高齢者福祉課 ☎395

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センターの愛称）は、市から委託を受け、地域の高齢者の介護保険の利用や介護予防、成年後見制度などの相談に対応しています。さまざまな活動を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、一人ひとりの状況にあわせて支援します。

高齢者の総合相談窓口

高齢者の方やそのご家族、地域の皆さんなどから、介護保険のほか、保健、福祉、医療、訪問販売などによる消費者被害についてなどさまざまな相談を受けています。「高齢者のいる家で怒鳴り声が聞こえる」「服装が季節に合っていない」など、高齢者に関する気がかりや心配なこともご連絡ください。

また、地域の高齢者を訪問して生活のようすの確認や、地域の集まりやサロンなどに出向いて出前講座なども行っています。

高齢者あんしん相談センターの職員が地域で活動するときは、市が発行した市長名と押印の入った身分証明書を携帯しています。安心してご相談ください。

認知症の理解やその介護の支援

認知症について、地域の皆さんの理解を深めるために、認知症サポーター養成講座や認知症カフェを開催し、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の方やその家族を見守り、支援する体制づくりを進めています。

介護予防プランの作成

要介護認定で「要支援1または要支援2」と認定された方や、運動機能などの低下が認められた方に対して、要介護状態となることを予防し、活動的な生活にしていく内容を一緒に考えながら、介護予防プランを作成します。

高齢者を介護する方の支援

適切な介護知識・技術の習得や、サービスの適切な利用方法などをお伝えする介護者教室を適宜開催しています。

お住まいの地域を担当している高齢者あんしん相談センターにぜひご相談ください。



高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

相談受付時間／午前9時～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

圏域	名称	所在地・電話番号	担当地域
第1圏域	むさしの	南畑新田16-1 ☎049-255-6320	東大久保、上南畑、下南畑、南畑新田、みどり野西、みどり野東、みどり野南、みどり野北、大字勝瀬（勝瀬町会）、ふじみ野東1～4丁目、渡戸1～3丁目、羽沢1・2丁目、ふじみ野西3丁目の一部、大字鶴馬（渡戸東町会）
第2圏域	ふじみ苑	大字鶴馬3360-1 ☎049-293-1168	山室1・2丁目、関沢1丁目、諏訪1・2丁目、羽沢3丁目、鶴馬1～3丁目、鶴瀬東1・2丁目、大字鶴馬（前谷町会、山室町会、諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会）
第3圏域	えぶりわん 鶴瀬Nisi	鶴瀬西2-8-25 ☎049-293-8330	鶴瀬西2・3丁目、ふじみ野西1～4丁目、上沢1～3丁目、大字勝瀬（勝瀬西町会）
第4圏域	みずほ苑	関沢3-23-41 ☎049-256-7423	関沢2・3丁目、針ヶ谷1・2丁目、大字針ヶ谷、西みずほ台1～3丁目、大字水子（針ヶ谷1丁目町会）、大字鶴馬（鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西1丁目西町会）
第5圏域	ひだまりの庭 むさしの	大字水子1882-1 ☎049-268-5005	水谷東1～3丁目、東みずほ台1～4丁目、貝塚1・2丁目、水谷1・2丁目、榎町、大字水子



産業振興

富士見市の新しいお酒の名称を募集します

問合せ／富士見市商工会 産業振興課 ☎049-251-7801 ☎243

市内産米「彩のきずな」から醸造した純米吟醸酒「縄文海進」の原酒に、市内産の梅を漬け込んだ新しいお酒ができました。純米吟醸酒の特性である上品な香りとうま味に、梅の爽やかな酸味がバランスよく調和した絶妙な逸品です(11月上旬販売予定)。

市のブランド梅酒として、多くの方に愛され親しまれるよう、お酒の名称を募集します。

応募資格／市内在住、在勤の20歳以上の方

応募要件／梅と富士見市がイメージできる親しみやすいもの

ほかの名称や商標などに類似していないもの

自作の未発表作品であるもの

応募方法／応募用紙に記入し、郵送または応募箱へ直接

①氏名(ふりがな)、年齢、性別、郵便番号、住所、電話番号

※在勤の方は、勤務先の名称、住所を記入

②お酒の名称(ふりがな)
③名称への思い、考えた理由
応募先
①応募用紙配布施設にある応募箱へ直接
②郵送・富士見市商工会(〒354-0033 富士見市羽沢3-23-15)
応募用紙の配布／富士見市商工会、産業振興課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、西出張所、縄文海進販売店の会

応募期間／8月1日(火)～25日(金)

選考方法／富士見市商工会、縄文海進販売店の会、市で構成する審査会において選考し決定します。

賞品／最優秀賞(1点)、優秀賞(5点)に富士見市特産品を贈呈
入賞発表
10月ごろを予定。富士見市商工会ホームページ、市ホームページでお知らせします。

※入賞者の氏名や居住地域を富士見市商工会ホームページ、市ホームページで公表する場合があります。

※応募作品の一切の権利は富士見市商工会に帰属し、表現、表記などを一部変更して使用する場合があります。

※応募者の作品や個人情報、本事業以外では使用しません。



子育て支援

パパ・ママ応援ショップ優待カードの対象世帯が変更されます

問合せ／子育て支援課 ☎340

県では、子育て世帯が優待カードを協賛店で提示すると割引などのサービスが受けられる「パパ・ママ応援ショップ事業」を実施しています。

これまで優待カードがもらえる世帯を「中学校修了までのお子さんや、妊娠中の方がいる世帯」としていましたが、8月から「18歳に達してから最初の3月31日を迎えるまでのお子さんや、妊娠中の方がいる世帯」に変更します。

中学3年生のお子さんがある世帯から18歳に達して、最初の3月31日を迎えるまでのお子さんがある世帯には、新しい優待カードを配布します。

配布対象／中学3年生から18歳に達して、最初の3月31日を迎えるまでのお子さんがある世帯

※なお、優待カードをお持ちで配布対象以外の世帯は、有効期限まで引き続き、お持ちの優待カードをご利用ください。

配布場所／子育て支援課

※県内の学校にお子さんが在学している場合は、学校から配布されます。それ以外の場合は、子育て支援課で配布して

配布日／8月1日(火)



母子保健 推 進

母子保健推進員 2～3か月の赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問しています

問合せ／健康増進センター ☎049-252-3771



母子保健推進員研修会のようす

全国的に実施している乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を母子保健推進員が行っています。母子保健推進員は、町会長の推薦で市長が委嘱した地域に住む先輩お母さんで、現在90人が活動中です。

活動をしていくうえで必要な知識や情報を得るため、研修会なども行っています。

母子保健推進員の訪問は、生後2～3か月の赤ちゃんがいるすべてのご家庭が対象で、赤ちゃんやお母さんのようすを伺い、子育て支援事業の紹介や地域の子育て情報をお伝えします。



わくわく子育てトークのようす

また、育児に関する不安や悩みなどの相談を受け、必要に応じて保健師との橋渡しもしています。

そのほか、市内公民館や交流センターなどでわくわく子育てトークを、キラリ☆ふじみでファミリーコンサートなども行っています。お母さんとお子さん同士が触れ合ったり、お母さん同士が交流できる場づくりをお手伝いしていますので、ぜひご参加ください。

消 費 生活相談

原野商法二次被害にご注意ください

問合せ／消費生活センター ☎049-252-7181

原野商法とは、原野などの価値の無い土地をだまして売りつける悪質商法です。昭和30年代後半から昭和50年代にかけて被害が相次ぎました。被害者の多くは、購入した土地の転売などがままならず、現在もその土地を所有しており、自身が高齢になり何とか処分したいという思いから、悪質業者の勧誘に耳を傾けてしまうケースが多数あります。悪質業者はこうした所有者の情報を手手して、「開発計画があるので高値で買い取ります」などと言って近づき、名義変更費用や測量費用、雑草処分費用などの名目でお金をだまし取ろうとします。こうした被害を原野商法二次被害と言います。

【相談事例】

50年前に投資のつもりで遠方の山奥の土地を買った。処分したいと思っていたところ、ある業者から「あなたの土地を高値で売ることが出来ます。そのためには、名義変更と土地の整備費として50万円、税金対策費用として40万円が必要です」と言われ、支払った。

その後、次々に業者から連絡があり、「わが社の土地と交換しないか」などと言うので、訳が分からなまま応じていたら高額な支払いになったうえに、土地がなくなってしまう。

【消費者へのアドバイス】

- 原野などの価値の無い土地を新たに購入する人（業者はまずいませぬ。「近々開発の話がある」などと言ってきてもうのみにしないでください。
- 悪質業者は、あらゆる名目で支払いを要求してきます。不審な勧誘はきっぱり断りましょう。
- 一度個人情報を知られると、次々に業者から連絡がくることもあります。連絡先などを聞かれても答えないようにしましょう。

困ったときは、すぐに消費生活センターにご連絡ください。
☎049-252-7181



富士見市マスコットキャラクター
ふわっぴー



浄化槽

浄化槽をお使いの方へ

問合せ／環境課 ☎299

清掃

浄化槽内に生じた汚泥を取り除き、

問合せ／埼玉県西部環境管理事務所
049-244-1250

者として登録を受けていた業者と契約してください。

保守点検

すべての浄化槽は、保守点検、清掃、法定検査の実施が法律で義務づけられています。浄化槽を正しく維持管理し、河川などの水質汚濁を防ぎましょう。

法定検査

浄化槽の点検、調整、修理の作業で、処理方式や規模により点検の回数が定められています。県の登録を受けた業者と契約してください。

問合せ／埼玉県環境検査研究協会
048-649-5151

機器類の洗浄、掃除をする作業です。清掃は年1回(全ぼつき式は6か月に1回)以上行うことが義務づけられています。入間東部地区衛生組合の許可を受けた業者と契約してください。

【許可業者】

- 片山商事 ☎049-258-6741
- 協和清掃運輸 ☎049-261-3206
- 太盛 ☎048-663-0461

地域文化

ココシル®☆ふじみをご利用ください

問合せ／富士見市地域活性化研究会事務局 (地域文化振興課) ☎252

富士見市観光アプリ

「ココシル®☆ふじみ」とは

「ココシル®☆ふじみ」は市内の店舗、イベント、文化財、散策コースなどを掲載した、スマートフォン、タブレットで利用できる無料のアプリです(パソコンでの閲覧も可能です)。

イベント開催や店舗からのお知らせ、市内おすすめ口コミ情報などをプッシュ機能でお届けします。また、市内の名所を巡る散策コースは、GPSによる道案内機能付きで、到着すると、その場所の説明画面が表示されます。富士見市の魅力を発見できるココシル®☆ふじみをぜひご利用ください。

ダウンロード方法

アプリ検索で「ココシル」と検索。「ココシル」をダウンロード後、「ココシル®☆ふじみ」を選択(左記のコードからもアプリがダウンロードできます)。

ココシル☆ふじみトップページ



環境

小型家電回収ボックスを活用し、リサイクルの推進にご協力を

問合せ／環境課 ☎246

平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行され、市では回収した「不燃ごみ」「粗大ごみ」の中から小型家電を選別し、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属をリサイクルするため、適正な処理に取り組んでいます。

この制度の周知のため、8月1日(火)から市役所2階に小型家電回収ボックスを設置しますので、ご利用ください。

回収対象品目／普段生活で使っているコンセントおよび電池を使用する機器とその付属品(携帯電話、デジタルカメラ、小型ゲーム機、電子辞書、電卓など)

※投入の際は必ず電池を外してください。

- 投入口(15×30cm)に入らないもの
- 粗大ごみに該当するもの
- (一斗缶(24×24×35cm)より大きいもの)
- 家電リサイクル法対象商品(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)
- 資源有効利用促進法対象商品(パソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ)



小型家電回収ボックス